

帯広圏都市計画地区計画の変更（帯広市決定）

都市計画新北西地区地区計画を次のように変更する。

1 地区計画の方針

名 称	新北西地区地区計画	
位 置	帯広市西11条北7丁目・北8丁目と西12条北7丁目・北8丁目の一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約 8. 3ヘクタール	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	当地区は、帯広市の中心部から北北西約 2. 5キロメートルに位置し、地区周辺は土地地区画整理事業が行われ、良好な環境の住宅地として市街地が形成されつつある。 今回、共同施行による民間の土地地区画整理事業が行われることから、地区計画を定め事業効果の維持増進を図り、建築物用途の混在、あるいは敷地の細分化などによる居住環境の悪化を防止し、緑豊かでうるおいのある市街地の形成をめざす。
	土地利用に関する方針	周辺地域との調和のとれた街づくりを図るため、良好な環境の専用住宅地として、用途の純化を図り、整然とした街並みを形成する。 また、地区内には街区公園を適正に配置する。
	地区施設の整備の方針	当地区には、都市計画道路として鈴蘭新道（18m）北親通（18m）があり、地区施設としては、区画道路（幅員 8m・12m）を適正に配置し整備する。
	建築物等の整備の方針	専用住宅地区Ⅰ ゆとりある敷地と閑静な専用住宅地区として、良好な居住環境が形成されるよう規制誘導する。 専用住宅地区Ⅱ 専用住宅のほか、地区住民の利便性を考慮し、小規模な独立店舗等が立地できる地区として、良好な居住環境が形成されるよう規制誘導する。 一般住宅地区 専用住宅のほか、地区住民の利便性を考慮し店舗・事務所等が立地できる地区として、日照・通風に充分配慮し、専用住宅地区と調和のとれた一般住宅地区として良好な居住環境が形成されるよう規制誘導する。

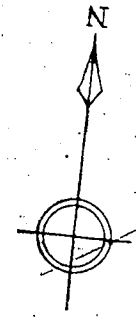
2. 地区整備計画

地区名		新北西地区地区計画		
地区整備計画を定める区域		帯広市西11条北7丁目・北8丁目と西12条北7丁目・北8丁目の一部		
地区整備計画の区域の面積		約6.5ヘクタール		
地区施設の配置及び規模		区画道路（幅員8m・12m）		
建築物等に関する事項	地区の細区分 （細区分の区域は、計画図表示のとおり）	専用住宅地区Ⅰ	専用住宅地区Ⅱ	一般住宅地区
	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第二項（い）項各号に定める建築物のうち、次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 同項第1号に定める住宅。ただし、3戸建以上の長屋を除く。 2 同項第2号に定める兼用住宅。ただし、3戸建以上の長屋を除く。 3 2戸建長屋で、第1号の専用住宅と前号の兼用住宅からなるもの。 4 2住戸の共同住宅		
	建築物の高さの限度	9メートル		
	建築物の敷地面積の最低限度	190平方メートル		
	建築物の壁面制限	北側敷地境界線（隅切部分は除く。）から、建築物の外壁又はこれに代わる柱（以下「外壁等」という。）の中心線までの距離の最低限度は、1.5mとし、北側を除く敷地境界線（隅切部分は除く。）から建築物の外壁等の中心線までの距離の最低限度は1.0mとする。 ただし、附属建築物で軒高2.3m以下のものは除く。		
	かき若しくは構造の制限	門の高さの最高限度は1.5メートル 塀の高さの最高限度は1.2メートル 、（ただし、生垣は除く。）		

	建築物等匠の形態	自己の用に供する広告物、看板類で次の要件を満たすもの以外は設置してはならない。 1 一辺(脚長を除く。)の長さが1.2メートル以内。 2 最大表示面積(表示面が2面以上のときはその合計)が2㎡以内。 3 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの。		
備考	考	用語の定義及び算定方法について	は、建築基準法及び同法施行令の例による。	

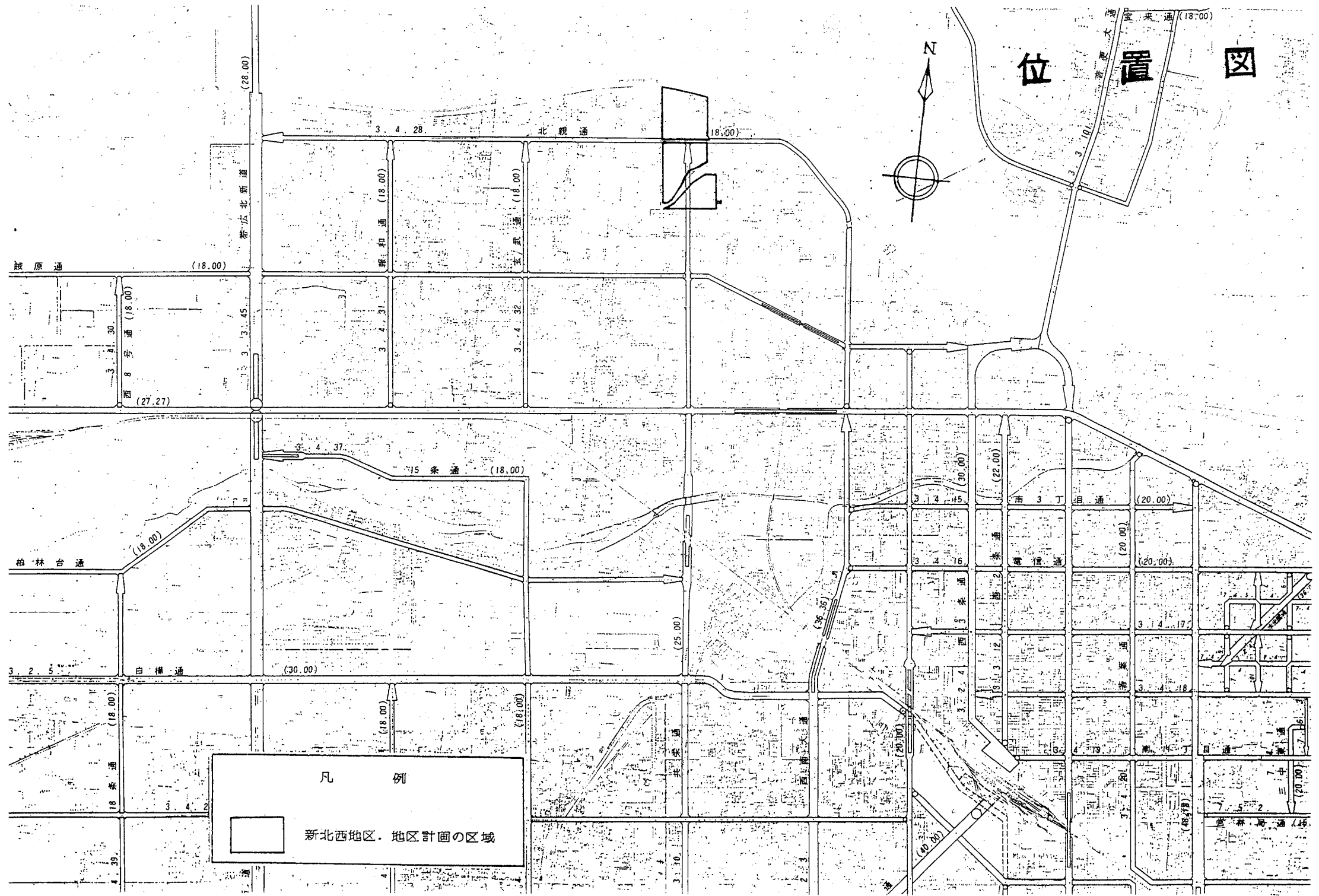
(理由) 都市計画法及び建築基準法の一部改正に伴い、地区計画の変更を行うものである。

位置図

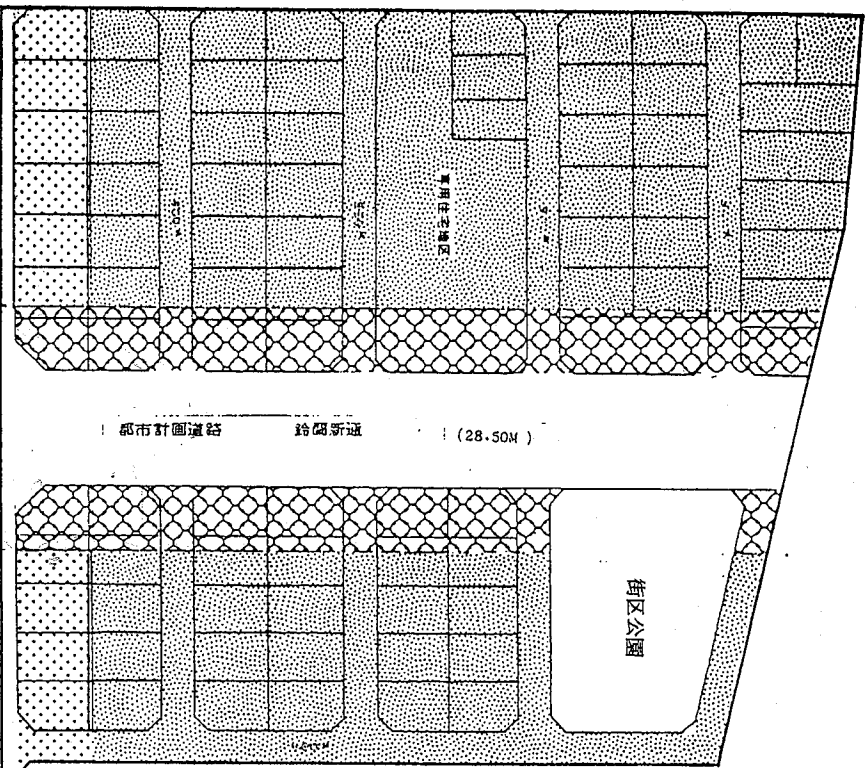
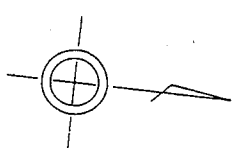


凡 例

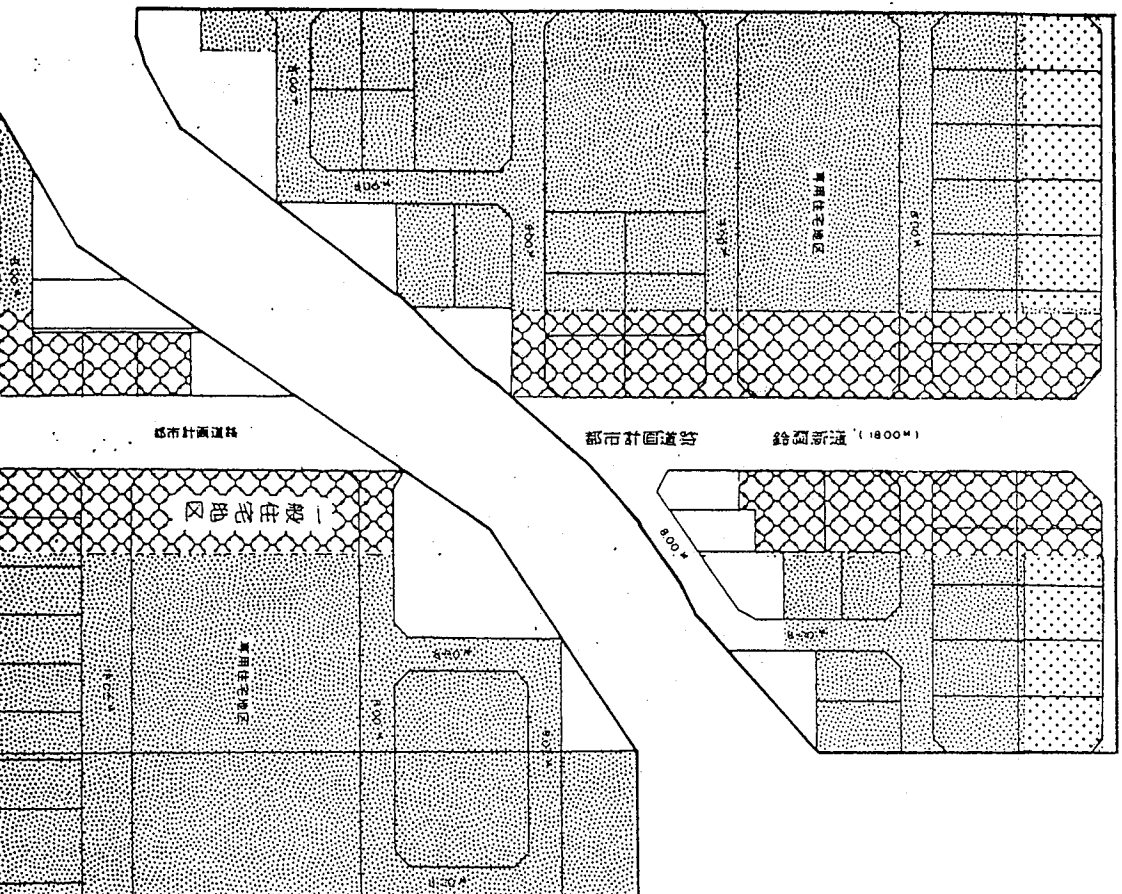
新北西地区、地区計画の区域



計 画 図



市計画道路 全線 (800M)



凡 例

地区計画の区域

地区整備計画の区域

専用住宅地区 I

専用住宅地区 II

一般住宅地区

S=1/2.000